

## 令和元年度標準報酬月額 の 定時決定について

お問い合わせ ☎  
経理・貸付班 043-223-4114

共済組合は、組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均により、9月からの標準報酬月額を決定します。

令和元年度は平成31年4月から令和元年6月までの3ヶ月間の報酬の平均を標準報酬等級表に当てはめて、令和元年9月からの標準報酬月額が決定されます。

### 定時決定の例



## 住宅貸付け等をご利用の皆様へ 年末残高証明書の交付のお知らせ

お問い合わせ ☎  
経理・貸付班 043-223-4122  
互助会 043-223-4119

住宅貸付け等を利用している方で、一定の要件に該当する場合、居住を始めてから10年間あるいは15年間、住宅借入金等特別控除が受けられます。

この手続きに必要な「年末残高証明書」を以下のとおり交付しますので、使用時期まで大切に保管して下さい。

発行対象	住宅の新築、購入、増改築、修理又は更地購入のいずれかの理由で住宅貸付け等を借り受けており、償還期間が10年以上の方	
交付時期	年末調整用	令和元年11月上旬
	確定申告用 <small>(平成31年1月～令和元年12月までに貸付けを受けた方)</small>	令和2年1月中旬

次に該当する方が年末残高証明書の交付を受けるためには、申請が必要です

- ① 平成31年1月以降、他の共済組合から借り替えた方 **共済組合**
- ② 住宅資金として一般貸付けを借り受けた方 **共済組合**
- ③ 申込事由が「土地購入」で、借り受けから住宅の取得が2年以内の方 **互助会**
- ④ 租税特別措置法第41条に該当する土地を購入した方 **互助会**
- ⑤ 現在まで確定申告をしていない方の、平成30年以前の残高に関するもの **共済組合 互助会**
- ⑥ 特別控除の対象となる増改築等(耐震、バリアフリー、省エネ改修工事)を行った方 **共済組合 互助会**

申請書は「貸付事務の手引き」の様式集をコピーして使用してください。

《共済組合》「一般・住宅貸付金の年末残高証明申請書」(様式第34号)

※ 年末残高証明書を昨年交付されている方は、原則として申請の必要はありません。

《互助会》「住宅貸付金の年末残高証明申請書(互助会用)」

※ 互助会用の様式はHPに掲載されています。

申請はお早め  
に  
お願いします！！

### ◆注意点

- ・住宅借入金等特別控除についての不明点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。  
残高証明書を交付された方すべてが控除を受けられるとは限りません。
- ・令和元年中に完済したもの、また、一部繰上償還(返済)により償還(返済)期間が10年未満となった方は、控除の対象外となります。
- ・共済組合の住宅貸付けを受けた方で、「完了報告書」・「住宅建築報告書(貸付事由が敷地購入の場合のみ)」が未提出の場合は交付できませんので、忘れずに提出してください。